

## 提案内容評価要領

### 1 基本的な考え方

この委託業務の受託者を決定するため、プロポーザルにより提案内容の評価を行い、受託候補者の順位付けを行う。

提案内容の評価は、次のとおり、必須項目、提案項目及び見積価格から算出される評価値をもって判定する。

#### (1) 必須項目及び提案項目の配点

##### ア 必須項目【配点90点（うち加算点10点）】

必須項目の評価については、契約の目的の達成に不可欠な項目であるため、全ての項目が仕様書に記載された水準に達している場合に、基礎点として一律で80点を与える。

また、仕様書より優れた提案がなされている項目は、以下の基準により加算点を与える。

基 準	加算点
本仕様書より非常に優れた提案がなされている。	2点
本仕様書より優れた提案がなされている。	1点
本仕様書より優れた提案がなされていない。	0点

##### イ 提案項目【配点30点】

提案項目の評価については、以下の基準を例とし、提案内容の創造性、具体性、実現性、有効性等を総合的に判断し、各項目について得点を与える。

なお、システムの機能及びシステムの付属機能については、提案する内容ごとに必要な経費の金額を企画提案書に提示すること。

基 準 (例 示)	評価点
具体的なサービスが提案され、かつ、サービスレベルが高いもの	4点
具体的なサービスが提案され、かつ、サービスレベルが適当なもの	2点
具体的なサービスが提案されていない、又は、サービスレベルが低いもの	0点

#### (2) 必須項目及び提案項目の採点方法

別紙4「提案内容評価表」に基づき、各審査者が採点した点数について、各項目の最高点と最低点を除いたものの平均点を算出し、各項目の平均点を合計（以下「合計得点」という。）する。

なお、同じ最高点、最低点を付けた審査者が複数いたときは、それぞれ1人分の点数を除く。

### (3) 評価値

ア 評価値は、合計得点を当該提案者の見積価格で除して得た数値とする。

【評価値＝合計得点÷見積価格】

イ 評価値は、上記の算出方法に基づき算出した数値の小数点以下10桁までを有効とし、小数点以下11桁目で四捨五入する。

## 2 受託候補者の選定方法

算出した評価値の最も高い者を受託候補者（第一交渉権者）とする。

ただし、以下のいずれかの場合は、失格とする。

- (1) 受託候補者が、本市の示す「プロポーザルの参加資格」を満たしていない場合
- (2) 必須項目のいずれか又は全てが仕様書に記載された水準に達していない場合
- (3) 本市の契約上限額を超過している場合
- (4) 合計得点が最低基準（95点）を超えない場合

## 3 評価値が最も高い者が2以上あるとき（同点）の対応

- (1) 提案者それぞれの「合計得点」と「見積価格」が異なる場合  
「合計得点」が高い者を受託候補者とする。
- (2) 提案者それぞれの「合計得点」と「見積価格」が同じ場合  
提案項目の得点が高い者を受託候補者とする。
- (3) 上記（2）の場合で提案項目の得点と同じ場合  
くじ引きにより、受託候補者を決定する。